

山梨県公報

号外第二十三号

平成二十六年

三月二十八日

金 曜 日

目次

告 示

○山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正……………一

公 告

○平成二十六年前期技能検定の実施……………一

○平成二十六年技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施……………四

公安委員会

○山梨県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則……………八

告 示

山梨県告示第百号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額(平成十二年山梨県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
平成二十六年三月二十八日

一 中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

●平成二十六年前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十六年三月二十八日

一 実施職種

山梨県知事 横 内 正 明

1 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期(平成二十六年四月一日から同年九月三十日

までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
铸造	铸铁铸造作业法	铸铁铸造作业
金属热处理	一般热处理作业法	一般热处理作业
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作业法	構造物鉄工作业
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	曲げ板金加工法	曲げ板金作業
仕上げ	全科目	全科目
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作

電子機器組立て	なし	業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上	プラスチック系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上

熱絶縁施工	保温保冷施工法	げ施工法
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級

三級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

仕上げ	工場板金	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンター加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンター作業	
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業	
造園	なし	なし	
園芸装飾	なし	なし	
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目	

機械検査	なし	なし
機械保全	全科目	全科目
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

3 単一等級
 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー工 事作業

- 二 試験の方法
 実技試験及び学科試験
 三 日程等
 1 実技試験
 (一) 実施期日

平成二十六年六月四日(水)から同年九月九日(火)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

- (一) 実施場所
 別に山梨県職業能力開発協会から受験者に通知する。
 (二) 問題の公表
 平成二十六年五月二十八日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。
 2 学科試験
 (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	平成二十六年七月二十日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	平成二十六年八月二十四日(日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械 整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	平成二十六年八月三十一日(日)
1 一級及び二級 園芸装飾 铸造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成二十六年九月七日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手續

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級及び三級(2)に該当する者を除く。)を受検する者
一万七千九百円

(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者
一万九千九百円

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、
中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法
第八十条第二項に規定する短期大学を含む。)、若しくは高等専門学校、同法
第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する
各種学校に在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項
に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業
能力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事
業主等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に
就いている者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程
の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を
受けている者を除く。)

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十六年四月七日(月)から同月十八日(金)まで

5 提出先

6 その他

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知
合格者については、平成二十六年八月二十二日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)及び同年十月三日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付
一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他
技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十六年技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種等

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級

三級の検定職種のうち前期(平成二十六年四月一日から同年九月三十日までの

期間をいう。以下同じ。)又は後期(同年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組	回転電機組立て作業 変圧器組
電子機器組立て	なし	なし
機械保全	機械系保全法	機械系保全作業
ダイカスト	なし	全科目
機械検査	なし	なし
仕上げ	全科目	全科目
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
鉄工	なし	なし
金属プレス加工	なし	なし
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法	普通旋盤作業 フライス盤作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
さく井	全科目	全科目
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目

プリント配線板製造	立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
冷凍空調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	全科目	全科目
プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法	圧縮成形作業 射出成形作業
強化プラスチック成形	なし	なし
石材施工	全科目	全科目
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし

工業包装	塗装	表装	サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工
なし	橋塗装法 建築塗装法 金属塗装法 鋼 噴霧塗装法	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし
なし	鋼橋塗装作業 建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工事作 業 カーペット系床仕上げ工事	なし	なし	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし

電気機器組立て	電子機器組立て	機械保全	ダイカスト	機械検査	仕上げ	工場板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鋳造	さく井	検定職種
回転電機組立て法 変圧器組 立て法 配電盤・制御盤組立 て法 回転電機巻線製作法	なし	機械系保全法	なし	なし	全科目	機械板金加工法	なし	なし	旋盤加工法 フライス盤加工 法	鋳鉄鋳物鋳造作業法	全科目	学科試験の選択科目
回転電機組立て作業 変圧器組 立て作業 配電盤・制御盤組立 て作業 回転電機巻線製作作業	なし	機械系保全作業	全科目	なし	全科目	機械板金作業	なし	なし	旋盤作業 フライス盤作業	鋳鉄鋳物鋳造作業	全科目	実技試験の選択科目

(二) 基礎一級及び基礎二級
 基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時
 実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験
 又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下
 欄に掲げる科目とする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

一万七千九百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 真田 幸子

山梨県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

山梨県留置施設視察委員会に関する規則（平成十九年山梨県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十一条第二項」を「第二十一条第一項」に、「委員会の委員」を「委員」に改める。

第六条第一項及び第二項中「委員会の委員」を「委員」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項中「委員会の委員」を「委員」に改める。

附則
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。